

材育成のための教育プログラムの作成、指導分野ごとの講師のデータベースの構築等を検討する必要がある。

③事故の調査・検証、情報の共有・活用

事故の調査・検証、情報の共有・活用について、重大事故について、政府又は審議会若しくは第三者機関にワーキンググループを設置し、事故を発生させた企業の事故調査報告書の検証、当該事故の原因や事故の教訓等の明確化・共有、教訓とされた事項の実施状況の確認等を実施するべきである。

3) 認定制度の改善（高圧ガス保安法）

(1) 認定制度とは、高圧ガス保安法に基づき、保安管理システムが優れているとの認定を受ければ、法律上、都道府県が実施することとされている設備が完成した際に行う完成検査や1年に1回の保安検査について、事業者自らが実施することができる制度である。最近の重大事故、保安管理義務違反については、そのような認定事業者でも発生しており、認定制度についても改善が必要である。

(2) 認定に当たっての要件については、先に述べたリスクアセスメントの実施、人材の育成の面をより厳格にするための事項を認定告示等に明記する。また、最近発生した保安管理義務違反について、現場で設備の保全とその検査を同一の担当者が担当していたことが原因で発生しており、例えば設備の保全とその検査を別の担当者とするなど等のチェック体制の強化についても明記するべきである。

(3) 現在高圧ガス保安協会は事業者が認定事業者として適切かを確認する事前調査（現地調査を含む）を実施しているが、この事前調査の調査体制及び調査方法を見直す必要がある。

具体的には、調査体制について、現在の現地調査メンバーは学識経験者及び高圧ガス保安協会の職員が中心であるが、実際に企業において保安活動や設備の管理を経験した専門家を新たに加えて、バランスの良い構成となるよう調査体制の充実・強化を行うべきである。

また、調査方法については、最近の重大事故等をも踏まえ、非定常時のリスクアセスメントや製造設備・製造の方法の変更に伴うリスクアセスメントの実施状況、保安の管理に必要な設備や人材に対する資源配分の状況や中長期計画等でのその位置付け、教育訓練の実施状況、保安管理義務違反をチェックする

体制等について重点的に調査するなどの改善を行う。その際、保安管理システムが机上のプランにとどまらず、①実効性をもって運用されているか、②従業員に理解され実践されているかを重視するべきである。

(4) また、認定期間については現行法上5年となっており、当該期間中は保安管理システムが維持され、機能し、かつ継続的に改善されていることが求められる。5年の認定期間の途中の任意の時点で経済産業省による立入検査を実施することにより、保安管理システムが認定事業者としてふさわしい状態で維持され、機能しているか等についての確認を強化するべきである。

(5) 同時に、現実に認定事業者における事故等が多発していることから、現行の認定期間が保安管理システムの維持等を担保できる適切な期間であるかの検証を行い、今後も重大な事故が続けて発生するようであれば、認定期間を含めて制度の見直しについて検討を行う必要がある。

4. 自然災害への対応

今後、東日本大震災を踏まえた対策を着実に実施していくとともに、東日本大震災以上の地震動や津波が想定される南海トラフ巨大地震、首都圏直下地震等についても対策を講じる必要がある。

1) 東日本大震災による産業事故の発生状況

(1) 一昨年3月の東日本大震災では、地震動による被害と津波の襲来による被害が発生した。前者の例としては、製油所において貯槽の倒壊による大規模な火災・爆発が発生し10日間炎上し続けたり、また、半導体工場において精密な生産設備に損傷等が生じ、生産停止を強いられた。

(2) 津波の襲来によっても沿岸地域に立地する事業場に被害もたらされ、例えば、高圧ガスの大量漏洩につながる貯槽等の倒壊や転倒、プラント内の危険物等が損壊した配管から外部に流出することを防ぐべき緊急遮断装置の破損、高圧ガスのローリーや容器の流出などが発生した。